

「館山市軽度生活援助事業」業者登録要領

1 趣旨

在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助（以下「軽度生活援助」という。）の費用の一部を助成することにより、高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止し、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする「軽度生活援助事業」の登録業者を広く募集するものである。

2 軽度生活援助の対象となる世帯

館山市軽度生活援助事業実施要綱第3条に掲げる者

3 登録有効期間

業務登録完了日から令和7年3月31日まで

4 事業の登録業者

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター

(2) (1) 以外で、以下の条件をすべて満たしている事業者

①市内において事業所等を設け、事業を行っている者

②館山市入札参加資格適格者名簿に記載されている者 または、次の書類をすべて提出した者

【提出書類】

○登記事項証明書(法人の場合) ※継続して登録及び変更が無い場合、省略して可。

○身分証明書(個人の場合) ※継続して登録及び変更が無い場合、省略して可。

○印鑑証明書 ※継続して登録及び変更が無い場合、省略して可。

○納税証明書<国税>

・法人の場合：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

[税務署発行]

・個人の場合：所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

[税務署発行]

○納税証明書<県税>

・千葉県内に事業所を有する者：千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

[県税事務所発行]

○市税完納証明書<市税>

・館山市税の納税義務がある者：館山市市民課で証明を受けた市税完納証明願

※各証明書は原本持参の上、写しでも可。

※各納税証明書につき、継続して登録の場合、前年度分の領収書にて代用可。

○財務諸表

・貸借対照表、損益計算書（個人の場合は、受付印のある所得税確定申告書の写し）

③別記「館山市軽度生活援助事業仕様書」の内容について、すべての業務が遂行できる者

④別記「個人情報取扱特記事項」を遵守できる者

5 登録方法

募集期間中に健康福祉部高齢者福祉課に必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①業者登録申請書

②事業の実施を証明する書類

現在、市内において事業所等を設け、事業を行っていることを証明する書類

※写しでも可

③業務単価がわかる書類

(2) 募集期間

令和6年4月1日 ～ 令和6年4月19日

6 その他

業務の実施にあたり、上記4の事業の登録業者の条件を満たさなくなった時や不正行為が発覚した時には、登録有効期間に関わらず、登録を抹消するものとする。

7 問合せ先

館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係

電話0470-22-3487 (直通)